



だい 4 じ き た く ち い き ふ く し か つ ど う け い か く  
**第4次北区地域福祉活動計画**

そあん  
**(素案)**

しゃかい ふ く し ほ う じ ん き た く し しゃ か い ふ く し き よ う ぎ か い  
社会福祉法人北区社会福祉協議会

れ い わ が ん ん ね ン 5 が つ  
令和元年5月

## 目次

<b>第1章 北区地域福祉活動計画策定の概要</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉にかかる社会的背景	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 策定プロセスおよび策定体制	5
6 進捗管理	6
<hr/>	
<b>第2章 北区の現状</b>	<b>7</b>
1 北区の現状	8
2 社会資源データ	12
3 地域福祉活動にかかる課題例	13
<hr/>	
<b>第3章 取り組みの目標と方向性</b>	<b>15</b>
1 体系図	16
2 基本理念・基本目標について	18
3 取り組みの目標と方向性	20
4 重点項目	30
5 北社協の活動基盤・体制強化	37

だい1しょう

## 第1章

きたくちいきふくしかつどうけいかくさくてい　がいよう  
**北区地域福祉活動計画策定の概要**

---

本章では、地域福祉活動計画策定の趣旨や地域福祉にかかわる社会的背景、計画の位置づけや期間などについて記述しています。

## 1 計画策定の趣旨

北区社会福祉協議会（以下、「北社協」という）は、昭和28年に地域の民生委員や福祉、産業など地域関係者等の有志によって任意団体として設立された組織です。以来、地域住民とともに、地域福祉の充実のために、さまざまな取り組みをしてきました。

昭和から平成にかけて時代や社会情勢の変化とともに、地域福祉や社会福祉協議会の役割も大きく変化することとなり、地域福祉を推進するための長期計画を策定して住民主体の福祉のまちづくりを推進することが重要になってきました。

北社協では、平成8年3月に「第1次北区地域福祉活動計画」を策定し、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「地域ごとのまちづくり」や「ボランティア活動の推進」「地域福祉ネットワークの充実」などのさまざまな取り組みをしてきました。

その後、社会福祉基礎構造改革の流れをうけて、新たな法律の成立や制度の改正が行われるなど、社会福祉の流れは大きく変化しました。平成12年5月には従来の社会福祉事業法を改め、利用者の立場の尊重という観点に立った地域福祉の推進をめざす社会福祉法が成立し、そのなかで社会福祉協議会は地域福祉の推進役として明確に位置付けられることになりました。

平成18年には『第1次北区地域福祉活動計画』の成果を踏まえるとともに、社会経済状況の変化や新しい地域の課題に対応するため『第2次北社協地域福祉活動計画』を策定し、「多世代によるささえあいの推進」や「一人ひとりの立場に立った支援を実現する」などに取り組んできました。

また、平成26年には『第3次北区地域福祉活動計画』を策定し、東日本大震災を契機に地域住民同士の絆の重要性が再認識されるようになった社会的背景をふまえ「北区でつくろう、みんなでささえあう33万人の輪」の方針のもと、29項目におよぶ取り組み目標を掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。

このような中、近年、国では多様化する福祉課題に対応するためには、現在の社会福祉制度の縦割りによる弊害の解消や、あらゆる住民が役割を持ち、ささえあいながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの実現を目指した「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現をキーワードにさらなる社会福祉制度改革に取り組む方向性を示し、介護保険法や社会福祉法の改正をはじめとする改革に着手しています。

北区でも高齢化の進行や一人暮らし世帯の増加等を背景として、人間関係の希薄化、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等の社会的孤立などに伴う慢性的な不安感や役割や生きがいの喪失など、新たな課題が浮かび上がっています。

こうした状況に対応するため、北社協においても、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」という基本理念を踏襲しつつ、『第4次北区地域福祉活動計画』を策定し、地域福祉の推進に向けて、さらなる事業の充実と活動の展開を図ることいたします。

## 2 地域福祉にかかわる社会的背景

### ●地域共生社会の実現

近年、国では多様化する福祉課題に対応するため「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現をキーワードに、さらなる社会福祉制度改革に取り組む方向性を示しています。

地域社会においても「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の理念のもとさまざまな生きづらさを抱えた住民が地域から排除されることなく、一人ひとりの生活や尊厳が尊重されながら共生できる社会を目指すための住民主体の取り組みの推進が必要と考えられています。

### ●小地域福祉活動と圏域

地域福祉活動は、その活動内容や対象に応じて活動の圏域（エリア）があります。地域福祉活動はより小地域での取り組みモデルが注目されるようになってきています。北区では、中学校区域よりも狭く、小学校区域よりも広い圏域を「日常生活圏域」として設定しています。この「日常生活圏域」は17圏域が設定されており、各エリアに高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）が設置されています。

北社協のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）もこの日常生活圏域である、東十条・神谷および桐ヶ丘の2圏域に配置しています。都の計画等では住民に身近な圏域として以下のような圏域が例示されています。

- |          |  |
|----------|--|
| 圏域<br>の例 | <ul style="list-style-type: none"><li>・区域（行政や制度によるサービスが提供される圏域）</li><li>・中学校区域（地域包括支援の体制が整備された圏域）</li><li>・小学校区域（身近な日常生活圏域）</li><li>・隣保区域（歩いて行き来できる関係が構築できる圏域）</li></ul> |
|----------|--|

### ●地域生活課題の多様化

近年、介護や生活困窮といった福祉制度に直結するような課題だけでなく、一人暮らし高齢者が入院した際のペットの問題や、葬儀や相続の準備などの将来の不安といった福祉サービスなどに直結にくい生活課題も増えています。

### ●多文化共生の推進

外国にルーツをもつ住民の増加によって、多様な価値、生活様式が時に近隣との摩擦や誤解を生んでいます。一方で、価値や生活スタイルの多様性が地域を活性化し、地域の新たな担い手となるような事例もみられるなど、相互理解やたすけあいをすすめることが期待されています。

### ●地域貢献・地域公益活動の拡大

「我が事・丸ごと」の地域共生社会を実現するためには、従来の地域福祉活動の主体である住民組織やボランティア・NPOの力だけでなく、社会福祉法人や企業、学校などの力が欠かせません。

社会福祉法人の地域公益活動や企業・学校などの社会貢献についても社会的な関心や期待が高まっている背景を捉えてこれらのステークホルダーとの協働をすすめるための取り組みやコーディネートが重要になっています。

### ●災害に強い地域社会への期待

首都圏において、大地震などの大規模災害が懸念される中で、災害時にも地域のたすけあいの絆が維持できるような地域づくりに関心が高まっています。

### ●ICT（情報通信技術）の進歩

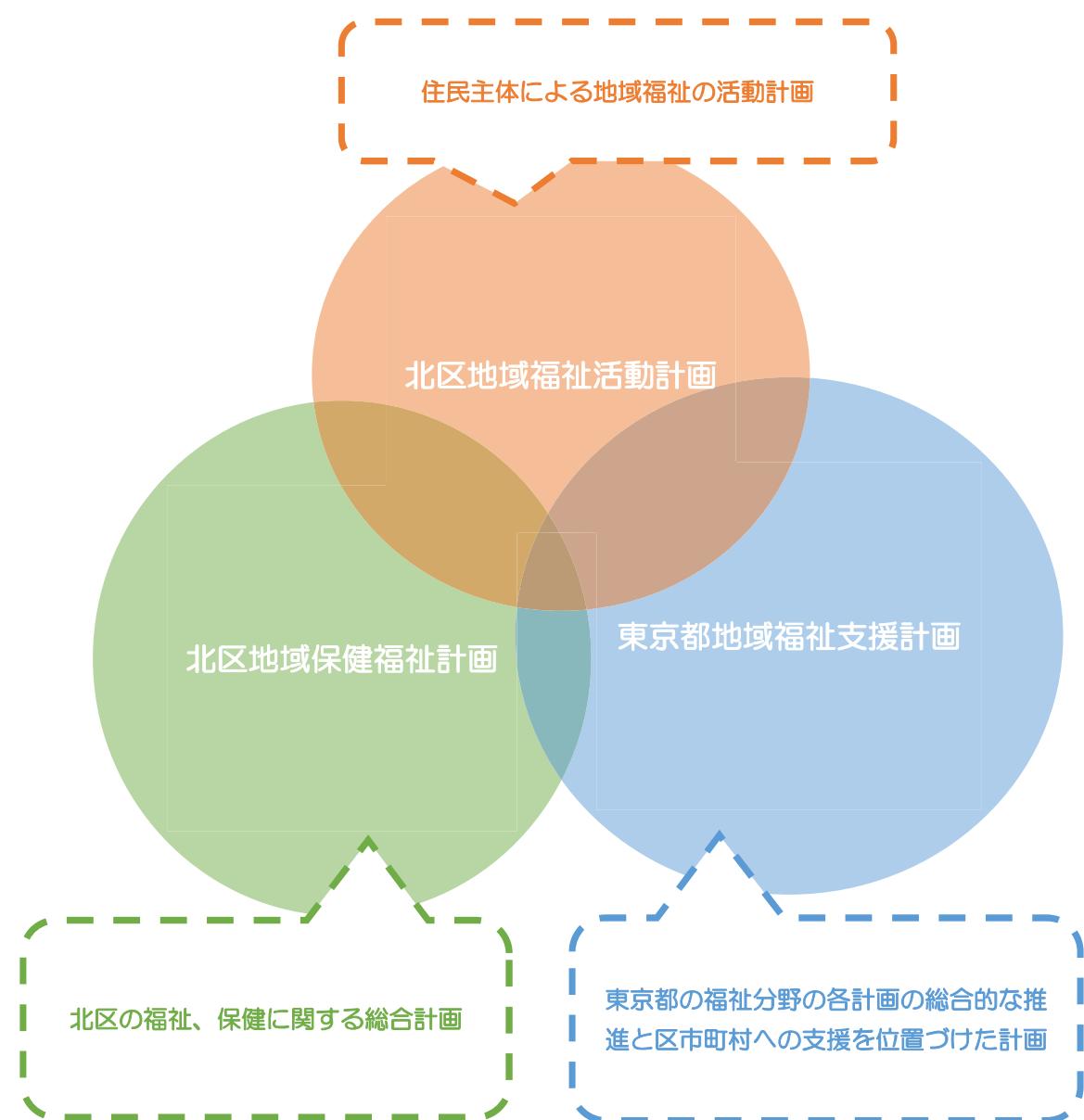
\* ICT (Information and Communication Technology)

情報や連絡の手段としてスマートフォンが急激に普及し、日常の買い物などがキャッシュレスで決済できるなどの電子情報社会が到来しています。そのような中でICTを活用した情報共有や見守り、安否確認など注目される動きが出てきています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、誰もが安心して暮らしていくことができるよう、**地域住民が主体となって自発的に地域福祉の推進をしていくための活動・行動計画**です。

本計画は、**北社協が地域住民とともに策定する活動計画**であり、東京都の『**東京都地域福祉支援計画**』および『**北区地域保健福祉計画**』との連携を図ります。



#### 4 計画の期間

第4次北区地域福祉活動計画は、令和元年度から令和5年度までの5か年を期間とする計画です。なお、計画期間中は事業の評価など進行管理を行うとともに、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。



#### 5 策定プロセスおよび策定体制

地域福祉活動計画策定委員会のもとに策定作業部会を設置し、地域団体へのヒアリングや住民懇談会から得られた地域ニーズやこれからの地域福祉活動の取り組みビジョンなどを共有しながら計画を策定しました。

	平成30年度							令和元年度		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
地域福祉活動計画等推進委員会(策定委員会)		①		②		③	④			⑤
策定作業部会	①		②	③	④	⑤	⑥		⑦	
団体ヒアリング調査		21 団体		追加 調査 (3団体)						
住民懇談会			滝野川 王子 赤羽							

## 6 進捗管理

地域福祉活動計画は、年度ごとに活動進捗状況ならびに北社協の取り組みに対する自己評価を実施し、北区地域福祉活動計画等推進委員会に報告を行うことで進捗管理を行います。



だい2しょう  
**第2章**  
きたく げんじょう  
**北区の現状**

---

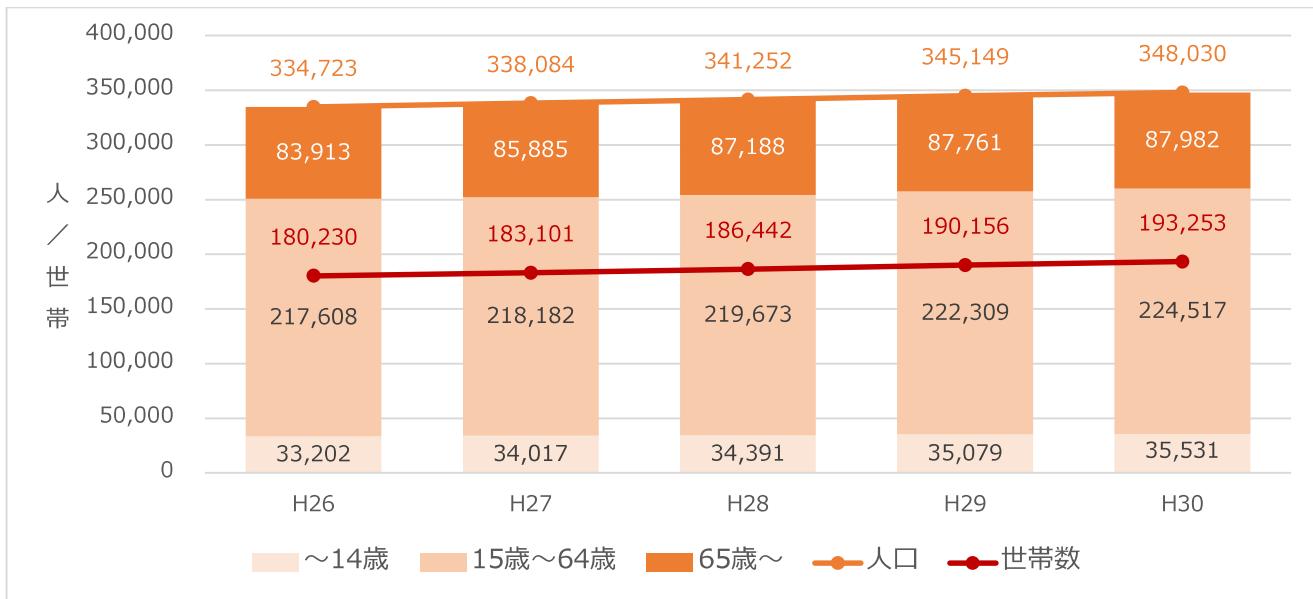
本章では、各種調査や地域団体ヒアリングから得られた課題をもとに、地域福祉活動計画策定の前提となる地域の現状や北区の特徴について記述します。

## 1 北区の現状

### (1) 北区の人口の推移

北区の人口は、この数年間増加傾向にあります。

図 北区の人口と世帯数



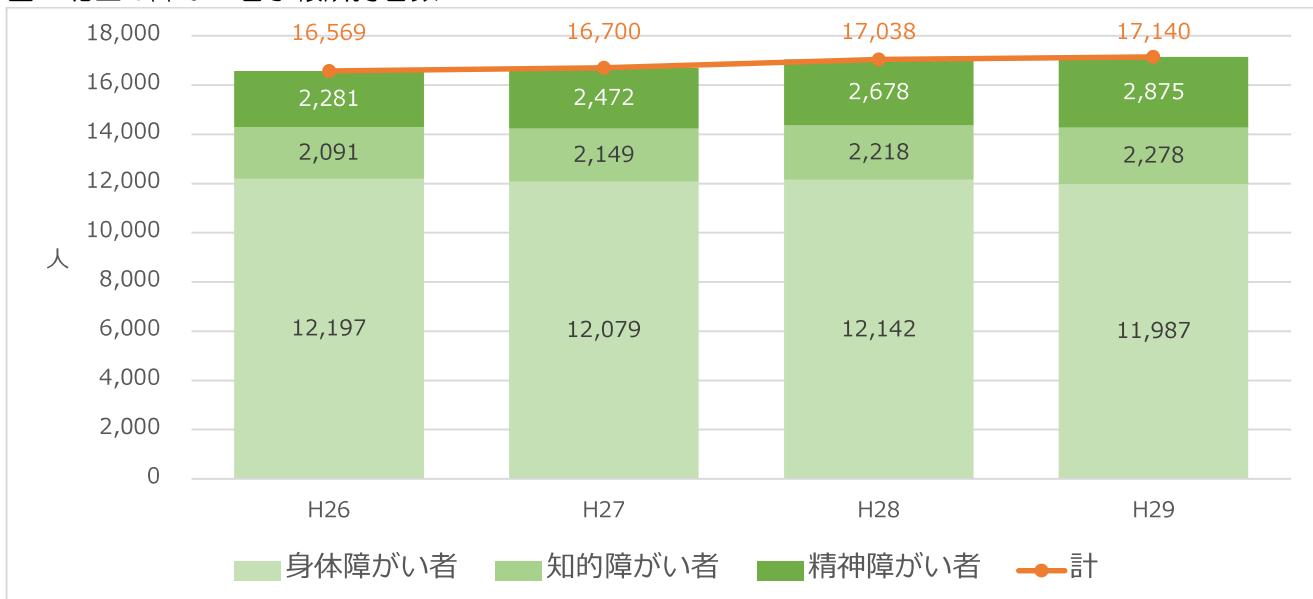
出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）をもとに事務局作成

※年齢層別においては、年齢不詳者を含みません。

### (2) 北区の障がい者手帳所持者数の推移

北区の障害者数は微増傾向にあります。人口の約5%にあたる区民が何らかの障がいに関する認定を受け、手帳を所持しています。

図 北区の障がい者手帳所持者数



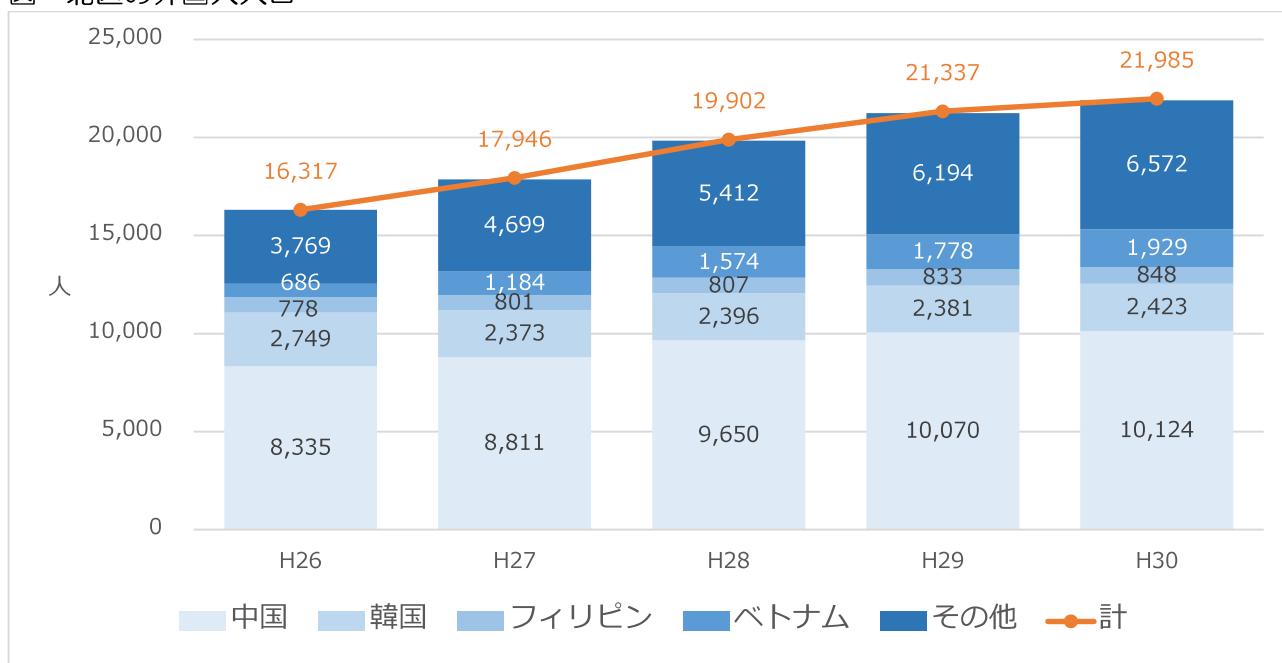
出典：北区行政資料集（平成30年度版：各年度3月31日現在）をもとに事務局作成

※身体・知的の両方の手帳を所持している人も含みます。

### (3) 北区の外国人人口の推移

北区の人口の約6%が外国出身の方々です。

図 北区の外国人人口



出典：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」（各年12月31日現在、平成30年のみ6月30日現在）をもとに事務局作成

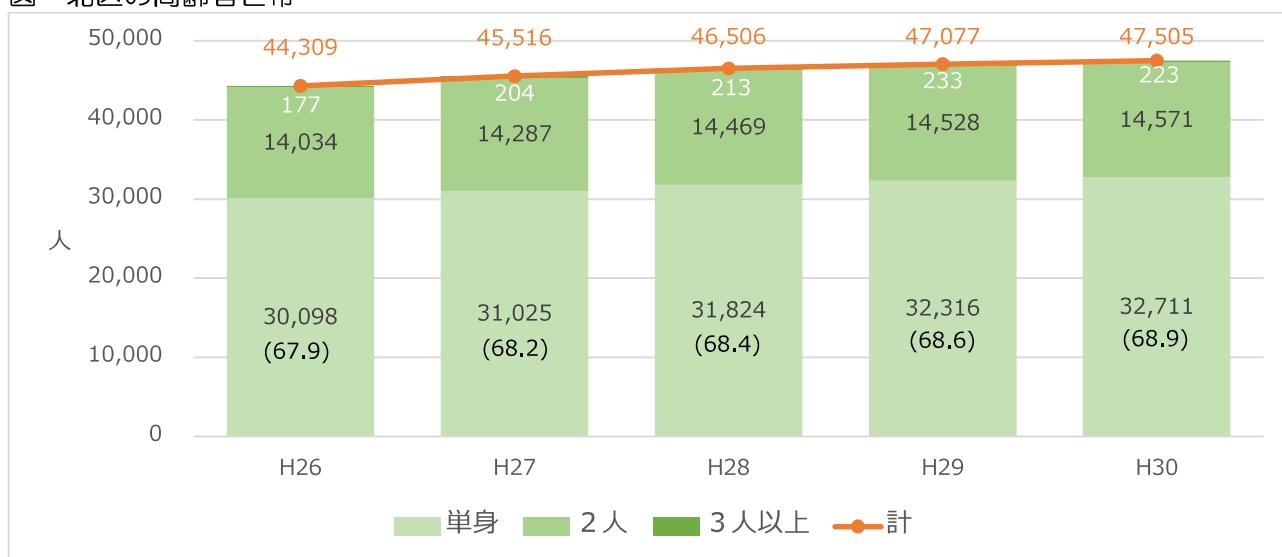
※その他にはブラジル、ネパール、米国を含みます。平成26年のみネパールを除き、ペルーを含みます。

※平成26年のみ韓国に朝鮮を含みます。

### (4) 北区の高齢者世帯の推移

高齢者世帯が増加しています。なかでも単身世帯の割合が高い状況です。

図 北区の高齢者世帯



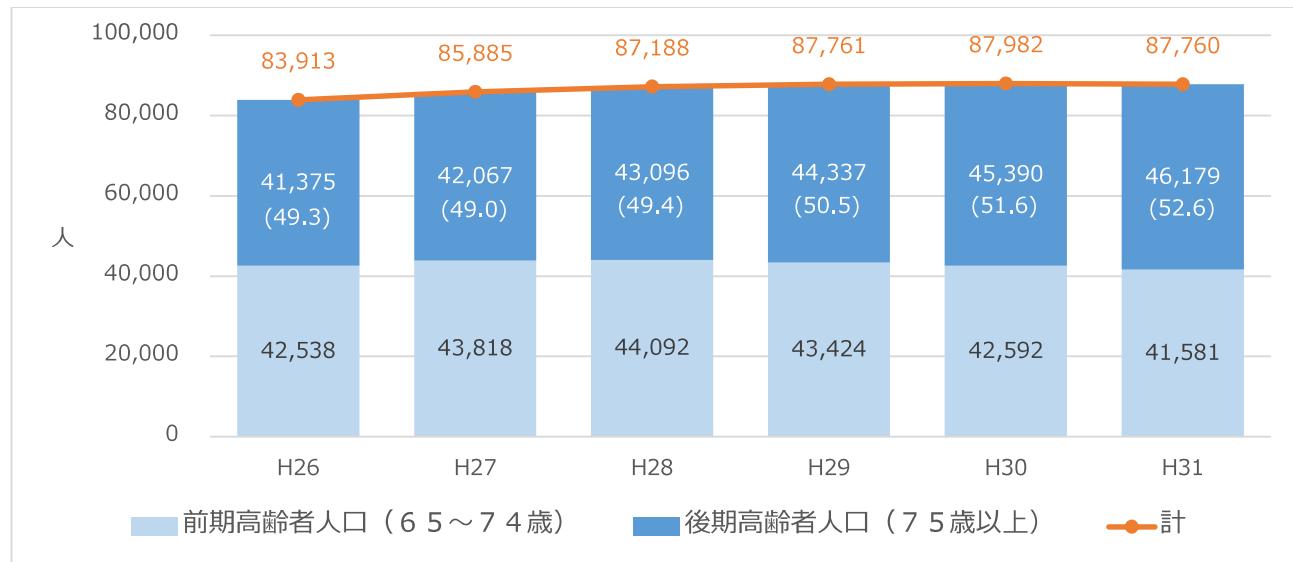
出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）をもとに事務局作成

カッコ内：高齢者のみの世帯に占める単身世帯の割合（単位：%）

## (5) 北区の前期・後期別高齢者人口

後期高齢者の割合が増加傾向にあります。

図 北区の前期・後期別高齢者人口の推移

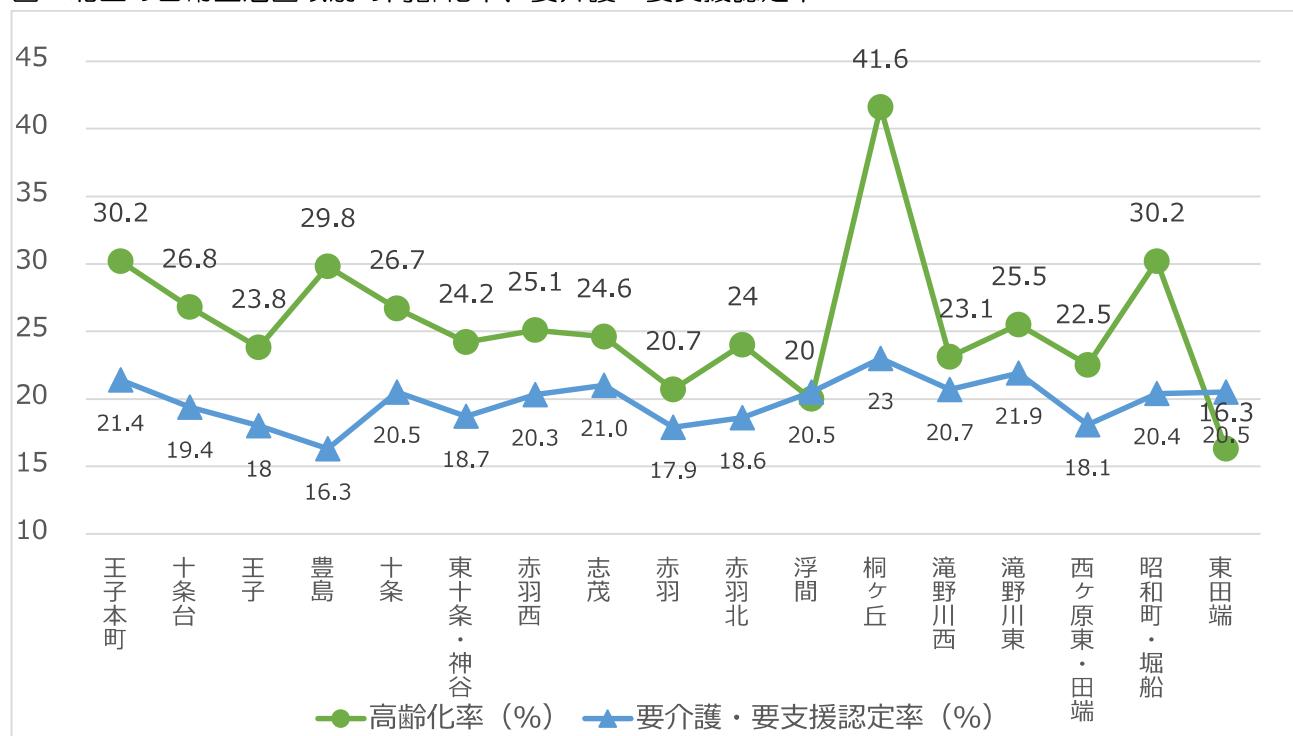


出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）をもとに事務局作成  
カッコ内：高齢者人口に占める後期高齢者の割合（単位：%）

## (6) 北区の高齢化率、要介護・要支援認定率

小地域ごとに状況はさまざまです。

図 北区の日常生活圏域別の高齢化率、要介護・要支援認定率



出典：北区介護保険課資料（平成29年10月1日現在）をもとに事務局作成

## (7) 北区の虐待受理件数など

虐待受理件数などが増加しています。

図 北区の子ども家庭支援センターにおける虐待受理件数等の推移

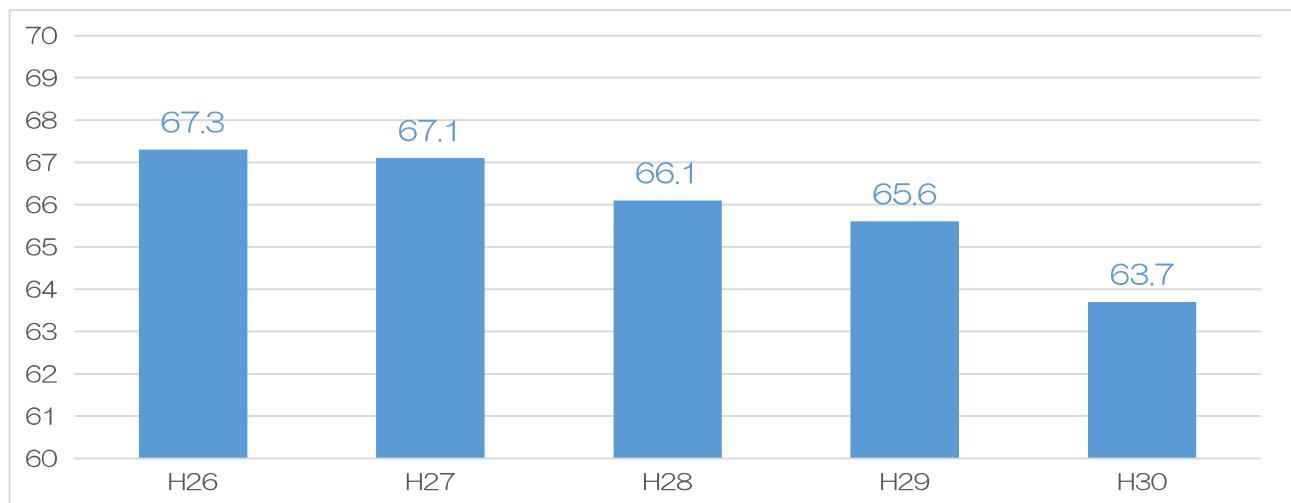


出典：北区子ども家庭支援センター資料をもとに事務局作成（単位：件）

## (8) 北区の町会・自治会加入率の推移

町会・自治会の加入率が減少傾向にあります。

図 北区の町会・自治会加入率の推移



出典：加入世帯／外国人世帯を含んだ住民基本台帳の世帯数（各年1月1日現在）事務局調べ  
(単位：%)

## 2 北区のさまざまな社会資源・取り組みのデータ

		H26	H27	H28	H29	H30	
ささえあい団体		109	103	132	143	166	※各年度3月31日現在
車いすステーション	拠点数	161	168	168	176	183	※各年度3月31日現在
	設置台数	268	285	286	303	307	※各年度3月31日現在
広報協力店						155	※平成30年12月25日時点
福祉教育	学校	8	12	6	12	13	※各年度3月31日現在
	地域	0	0	1	1	4	※各年度3月31日現在
出前講座		-	23	20	17		※各年度3月31日現在
社会福祉法人		32	32	35	39	40	※各年1月1日現在
寄付件数	物品	667	668	789	785	821	※各年度3月31日現在
	うち食品	1	13	19	52	82	※各年度3月31日現在

### ●ささえあい団体とは？

地域の方々が主体的に行う活動です。歳末たすけあい募金を財源に、健康づくりやボランティアなど、北区では160以上の団体が活動しています。

### ●広報協力店とは？

北社協では広報誌『きたふくし』を隔月15日にポスティング（戸別投函）により配布しています。しかし近年、集中ロック・集合ポストの集合住宅が増え、必要とするかもしれない方に情報がいきわたらぬことが悩みです。そこで、北区内の商店街のみなさまにご協力いただき、北社協の広報誌『きたふくし』を置いていただいているいます。

北区の福祉をみんなでささえれる活動は、地域の商店街の方々とともにすすめています。



### 3 地域福祉にかかわる主な意見

本計画は、地域住民や関係機関等の意見を反映させるために以下の取り組みを実施しました。

団体ヒアリング		我がまちふくしミーティング	
実施 概要			
地域課題やニーズ、多様な関係者の想いの把握や課題解決の道筋を探る。	目的	住民一人ひとりの生活課題を身近な地域課題として捉えることで、住民自ら取り組みに参加し、福祉のまちづくりの推進を図る。	
北社協職員29人が対象団体に対し個別にヒアリング調査を実施。	方法	それぞれの地区に存在する地域の拠点等に、行政、民生委員・児童委員、福祉関係職員、ボランティア団体、地域住民などを対象に実施。	
●社会福祉法人：5 ●NPO 法人：6 ●団体：9 ●企業：1 ●寺社：1 ●弁護士法人：1 ●教育機関：1 (計24)	対象数	●王子地区 ●赤羽地区 ●滝野川地区 (計3地区)	
平成30年10月3日（水）～ 平成31年1月15日（火）	実施期間	平成30年11月30日（金）～ 平成30年12月21日（木）	
・個別の生活課題が見えづらくなっている ・組織内の後継人材育成 ・ボランティア不足（男性や平日のボランティア参加） ・障がい者に対する理解が不足している ・子どもの多様な問題に対応できる機関が少ない ・複合的な課題を抱えた世帯への対応がむずかしい ・地域での情報共有に個人情報保護が障壁になっている ・法律関係などの専門機関では人的な問題でアウトリーチに限界がある ・市民後見の担い手が少ない ・活動財源不足	得られた意見（抄）	・医療や買い物など日常生活に関する情報交換の場が不足している ・近くに居場所がない ・インターネットの利用が困難 ・身近な場所にサロンがない ・リタイアした人のひきこもりがみられる ・一人暮らし高齢者や障がい者が多くみられる ・外国出身者との文化や生活の相互理解 ・地域とのつながりをどう持つていけばよいかわからない ・多世代の交流が少ない ・移動が不便になると生活に影響が出る ・近所の商店が減って買い物が不便 ・個人情報保護の壁を感じる ・地域のリーダー不足 ・地域の集まりやイベントの情報がほしい	



だい3しょう

## 第3章

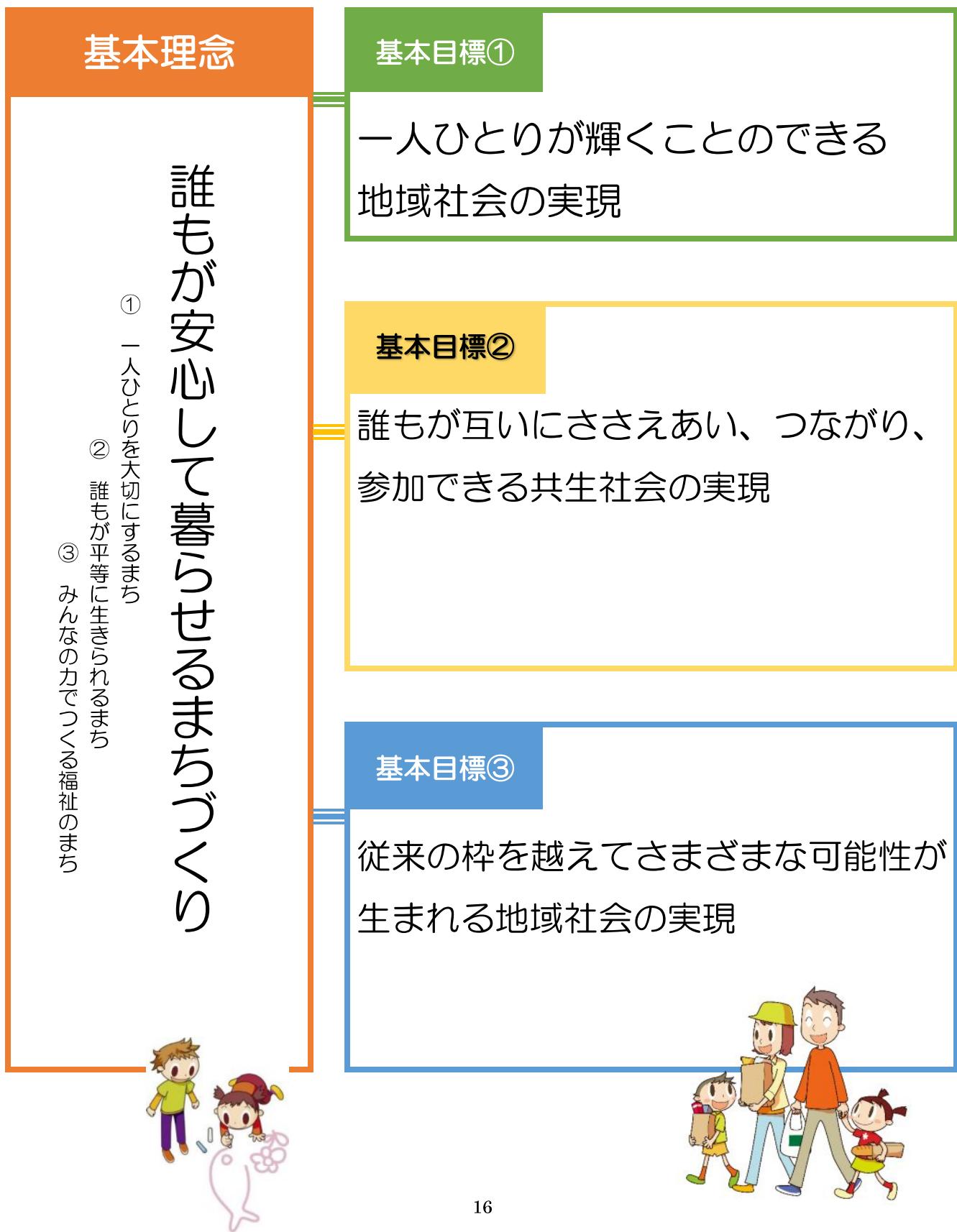
とりくみ もくひょう ほうこうせい  
取り組みの目標と方向性

---

本章では、第2章で得られた北区の特徴や課題等をもとに、地域福祉活動計画策定委員会・策定作業部会で検討された本計画の体系（基本理念、基本目標、取り組みの方向性）を示します。そして、地域住民や北社協が取り組む活動や実践例を紹介しながら重点項目や取り組みの方向性としてこれから地域福祉活動推進のビジョンを示しています。

## 1 体系図

第4次北区地域福祉活動計画では、基本理念を「誰もが安心して暮らせるまちづくり」とし、それを実現するための基本目標を3つ設定しました。



## 取り組みの方向性

① 一人ひとりの価値や多様性が尊重される地域社会の実現に向けた取り組みの推進

② 関心のあることや得意なことなど、それぞれの個性を活かした地域への参加機会の拡大

③ 日常生活に身近な場での相談やたすけあいの拡大

④ 「ささえ、ささえられる」という関係性が固定されない地域づくり

⑤ 地域の多様な取り組みの「見える化」・情報共有の推進

⑥ 災害時にも日頃のつながりやささえあいが活かされる仕組みづくり

⑦ 新しい連携や協働を進めるための地域のコーディネート力の向上

⑧ 地域課題を解決するための協働の一層の推進

⑨ 分野やセクターを越えた異なるネットワークがつながることで、新たな可能性が生まれるまちづくり、仕組みづくり



## 2 基本理念について

### 基本理念

### 誰もが安心して暮らせるまちづくり

- ① 一人ひとりを大切にするまち
- ② 誰もが平等に生きられるまち
- ③ みんなの力でつくる福祉のまち

地域のことを最も把握しているのは、その地域で暮らす住民です。地域住民一人ひとりが、普段から、お互いの絆を強め、たすけあっていくことが大切です。

いま、地域福祉を充実させるには、一人ひとりが地域福祉の主役として、地域の活動に積極的に参加していくことが重要です。北社協は「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、地域住民の方々とともに地域福祉の推進に取り組みます。

基本理念は、これまでの計画を踏襲しながらも「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現をという新たな視点を加え、社会の変動に対応した取り組みをすすめていきます。

### キーワード

### 我が事・丸ごとの地域共生社会

国では多様化する福祉課題に対応するために、現在の社会福祉制度の縦割りによる弊害の解消や、あらゆる住民が役割を持ち、ささえあいながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの実現を目指した「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現をキーワードにさらなる社会福祉制度改革に取り組む方向性を示し、介護保険法や社会福祉法の改正をはじめとする制度改革や、新たな地域包括ケアシステムの構築に着手しています。

地域社会においても「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の理念のもと、さまざまな生きづらさを抱えた住民が、地域から排除されることなく、一人ひとりの生活や尊厳が尊重されながら共生できる社会を目指すための住民主体の取り組みが重要になっています。

## 第4次北区地域福祉活動計画の特徴

目指すべき社会像として、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現をキーワードに、「住民ができること」と「北社協ができること」を併記しています。

また、本書の最終版には、これまでの北区におけるさまざまな地域福祉活動の積み上げを可視化するためにも、先駆的な地域の取り組みを先行事例として紹介し、地域での取り組みのイメージを共有しやすいように工夫します。(素案段階では記載無し)

住民主体の活動計画という性格であること、社会情勢の変化の速度が加速化していることなどから、年度ごとの数値目標などをあらかじめ設定するかたちの進捗管理とはせずに、年度ごとに地域や北社協の取り組みの実績を評価し、北区地域福祉活動計画等推進委員会にてその進捗管理をしていくこととします。

### 3 基本目標について

#### 基本目標① 一人ひとりが輝くことのできる地域社会の実現

認知症や心身障がい、外国出身であることや性自認・性的指向などが原因で社会生活に不利益や生きづらさが生じています。誰もが安心して生活できる地域社会を実現するためには、社会的少数者や弱者とみられている人々に対する理解を促進し、一人ひとりの価値や多様性がそのまま受け入れられる社会環境が必要です。

また、地縁組織やボランティア組織などの従来の地域社会を構成してきた多くの現場では、後継者や担い手不足が生じています。価値観や生活スタイルが多様化していく現代社会において、地域の担い手として多くの人々の参画を促すためには、これまでの活動スタイルだけでなく、その人の関心事や得意なこと、楽しくできる活動を活かした参加機会を拡大することが必要となります。

#### 基本目標② 誰もが互いにささえあい、つながり、参加できる共生社会の実現

現在、公的機関などの多様な相談窓口が整備されていますが、将来の不安や、ちょっとした日常生活の困りごとに対しては、その人の日常生活圏域を中心とした小地域で気軽に相談できる住民同士のつながりや、たすけあいの活動の場を開拓していく必要があります。

高齢者や障がい者などを一方的に支援が必要な存在と決めつけず、意欲や能力に応じて活躍できる機会が必要となります。誰もが役割や誇りを持ち、喜びを持って参加できる地域社会とするために、ボランティア活動や寄付などを通じて誰もが参加できるささえあいの地域づくりを推進します。

急速な社会の変化が地域の課題やニーズに大きな影響を与えています。生活困窮や社会的孤立などの問題解決の手法として地域の居場所・サロン活動や子ども食堂などが急速に拡大している中で、同じ悩みや課題を抱える団体同士の情報交換やノウハウの共有が求められるようになっています。福祉分野の連携を一層強化し、相談対応などの実践データの可視化の推進等に取り組む必要があります。

大規模災害の発生によって避難所生活や仮設住宅への移転とともにこれまで培ってきた地域社会のつながりやたすけあいの力が失われることが懸念されています。これまで培ってきた地域社会の絆やたすけあいの活動が災害時にも持続できる取り組みが必要となります。

#### 基本目標③ 従来の枠を越えてさまざまな可能性が生まれる地域社会の実現

従来の地縁組織に加えてボランティアやNPO、コミュニティビジネスや営利・非営利の法人による社会貢献活動など、地域活動の多様な主体同士の連携の期待は高まっています。実際に新しい連携や協働を実現し、活性化するためには、地域社会で人々や組織とつながり、働きかける専門職や関係者等のコーディネート力を向上する必要があります。

地域課題解決のために地域の連携や協働が重要であるとの認識が進んでいますが、協働を推進するために新たな機会創出や具体的な連携づくりなど、さらなる取り組みが必要となります。

#### 4 取り組みの方向性

##### 基本目標①

##### 取り組みの方向性①

###### 基本目標①

一人ひとりが輝くことのできる地域社会の実現

###### 取り組みの方向性①

一人ひとりの価値や多様性が尊重される地域社会の実現に向けた取り組みの推進

###### (解説文)

認知症や心身障がい、外国出身であることや性自認・性的指向などが原因で社会生活に不利益や生きづらさが生じています。誰もが安心して生活できる地域社会を実現するためには、社会的少数者や弱者とみられている人々に対する理解を促進し、一人ひとりの価値や多様性がそのまま受け入れられる社会環境を整備する必要があります。

###### 地域でできること (例)

###### 計画策定部会からの声

- ・町会・自治会などの活動にさまざまなNPOや啓発団体などが参加できるようにする。そのような活動を積み重ねていく。
- ・社会的少数者の人々（外国出身、心身障がい、LGBTなど）について、知識としてではなく隣人（友人）として理解する。
- ・日々の生活において、あいさつから始めて、地域での多様な人々との交流を深めていく。

###### 住民懇談会からの声

- ・周囲にいる自分と異なる考え方の人々の考えに目を向ける。

###### 北社協の取り組み例

- ・福祉教育の取り組みの推進（地域主体の福祉教育実践へ）
- ・社協媒体を活用した広報・啓発（『きたふくし』、Facebookなど）

#### 4 取り組みの方向性

##### 基本目標①

##### 取り組みの方向性②

###### 基本目標①

一人ひとりが輝くことのできる地域社会の実現

###### 取り組みの方向性②

###### (解説文)

関心のあることや得意なことなど、それぞれの個性を活かした地域への参加機会の拡大

地縁組織やボランティア組織などの従来の地域社会を構成してきた多くの現場で、後継者や担い手不足が生じています。価値観や生活スタイルが多様化していく現代社会において、地域の担い手として多くの人々の参画を促すためには、これまでの活動スタイルだけでなく、その人の関心事や得意なこと、楽しくできる活動を活かした地域への参加機会を拡大することが必要になっています。

###### 地域でできること (例)

###### 計画策定部会からの声

- ・活動団体は新しい人が活動に加わりやすいような工夫をしていく。
- ・活動団体はメンバーのさまざまな考え方や活動の仕方を尊重し、後継者を育てることで活動が続くようにしていく。
- ・さまざまな人が地域活動（町会・自治会、PTAなど）の担い手になれるよう、さまざまな役割を皆で担っていく。
- ・さまざまな地域活動が次の世代へ受け継がれるよう、世代を越えて参加者を募り、ともに成長していく。

###### 北社協の取り組み例

- ・CSWや生活支援コーディネーターの支援による地域の場や社会資源の創出
- ・子ども支援などによる活動立ち上げやコーディネートの支援

#### 4 取り組みの方向性

#### 基本目標②

#### 取り組みの方向性①

##### 基本目標②

誰もが互いにささえあい、つながり、参加できる共生社会の実現

##### 取り組みの方向性①

日常生活に身近な場での相談やたすけあいの拡大

##### (解説文)

現在、多様な機関、相談窓口が整備され、支援が行われていますが、将来の不安や、ちょっとした日常生活の困りごとに対しては、その人の日常生活圏域を中心とした小地域で気軽に相談できる住民同士のつながりや、たすけあいの活動の場を展開していく必要があります。

##### 地域でできること (例)

##### 計画策定部会からの声

- ・地域住民の相談ごとを直接専門機関に行くにはハードルが高いが、サロンでお茶を飲みながらなら困りごとの話ができることがある。
- ・ボランティアによる買い物支援などのちょっとしたささえあい活動の仕組みづくり

##### 北社協の取り組み例

- ・地域ささえあい活動助成、活動支援
- ・小地域福祉活動拠点の設置・運営（谷田橋サロン、しもぞうハウス）
- ・子ども食堂等の活動支援
- ・C SWによる地域ニーズの発見、住民の組織化、活動立ち上げ支援
- ・地域福祉の担い手の養成などの検討
- ・地区担当制の活動を小地域活動の実態把握や支援活動に活かす
- ・友愛ホームサービス、ちょこっとささえ愛サービスのスタッフの拡充

#### 4 取り組みの方向性

##### 基本目標②

##### 取り組みの方向性②

###### 基本目標②

誰もが互いにささえ合い、つながり、参加できる共生社会の実現

###### 取り組みの方向性②

「ささえ、ささえられる」という関係性が固定されない地域づくり

###### (解説文)

高齢者や障がい者などを一方的に支援が必要な存在と決めつけず、意欲や能力に応じて社会の担い手として活躍できる機会を創出する取り組みが必要となります。誰もが役割や誇りを持ち、喜びを持って参加できる地域社会にするために、寄付やボランティア活動などを通じて誰もが参加できるささえあいの地域づくりを推進します。

###### 地域でできること (例)

###### 計画策定部会からの声

- ・誰もが役割を持って参加できる場づくり。たとえば使用済切手の寄付を持ってきていただいた人を切手整理ボランティアグループにつなぐことや、サロンなどで利用者とともにを行うなど、誰でも担い手になれることを知つてもらう。
- ・ボランティア団体や、仲介組織による、ボランティアコーディネート活動。
- ・町会自治会とボランティア団体が協働して行う募金活動や寄付集めの実施。

###### 北社協の取り組み例

- ・地域団体と連携して高齢者や障がい者によるボランティア・社会貢献活動の機会創出を拡大する
- ・市民後見人の養成等の住民による権利擁護の取り組みを推進する
- ・共同募金北地区協力会とともに地域福祉のための募金活動を推進する
- ・社協会員になることや、寄付を通じて地域福祉推進に参加できることの理解促進のための周知活動を行う
- ・生活困窮者支援の相談などにおいて、当事者経験のある区民がアドバイスを行える機会創出を検討する

#### 4 取り組みの方向性

#### 基本目標②

#### 取り組みの方向性③

##### 基本目標②

誰もが互いにささえあい、つながり、参加できる共生社会の実現

##### 取り組みの方向性③

地域の多様な取り組みの「見える化」・情報共有の推進

##### (解説文)

急速な社会の変化が地域の課題やニーズの変化に大きな影響を与えています。生活困窮や社会的孤立などの問題解決の手法として、地域の居場所・サロン活動や子ども食堂などが急速に拡大している中で、同じ悩みや課題を抱える団体同士の情報交換やノウハウの共有が求められるようになっています。また、相談件数や対応内容などの実践データの可視化などの推進に取り組みます。

##### 地域でできること (例)

##### 計画策定部会からの声

- ・情報サイトへ参加やSNS利用に関する研修
- ・見守りシステム導入の検討
- ・ボランティア団体同士が、日頃から行き来し合える関係を作ることによりお互いの理解が深まり、ボランティアが足りない時など協力しあえる。
- ・地域住民が地域に住む外国籍の方と地域がつながるためにSNSを活用し、それぞれの文化や困りごとなどを共有しあう。

##### 北社協の取り組み例

- ・『きたふくし』、Facebookなどの広報媒体の特性に応じた活用方法や、外部の媒体等の社会資源の活用について検討する。
- ・各種ネットワーク、おちゃのこ祭祭などの交流・情報交換の推進
- ・ICT活用による情報共有の仕組みに関する検討を行う
- ・区民・活動団体等のネットワーク化支援

#### 4 取り組みの方向性

#### 基本目標②

#### 取り組みの方向性④

##### 基本目標②

誰もが互いにささえあい、つながり、参加できる共生社会の実現

##### 取り組みの方向性④

災害時にも日頃のつながりやささえあいが活かされる仕組みづくり

##### (解説文)

大規模災害の発生によって避難所生活や仮設住宅への移転とともに、これまで培ってきた地域社会のつながりやたすけあいの力が失われることが懸念されています。これまで培ってきた地域社会の絆やたすけあいの活動が災害時にも持続できるような取り組みが必要となります。

##### 地域でできること (例)

##### 計画策定部会からの声

- ・ボランティア団体が日頃行っているスキルを活かして災害時に地域の人の居場所となるサロン活動を行う。
- ・日頃から地域の町会とボランティア団体の顔が見え活動内容が把握できているとスムーズに活動を行う事ができる
- ・子どもたちが大人や高齢者から「生活の知恵」や「防災意識」を学ぶことにより、災害時には子どもたち自身が避難所等をささえる力となる。

##### 北社協の取り組み例

- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練、災害時相互支援のネットワークづくり、被災地支援の態勢整備など
- ・災害時の情報集約、活用方法の検討

## 基本目標③

従来の枠を越えてさまざまな可能性が生まれる地域社会の実現

## 取り組みの方向性①

新しい連携や協働を進めるための地域のコーディネート力の向上

## (解説文)

従来の地縁組織に加え、ボランティアやNPO、コミュニティビジネスや営利・非営利の法人による社会貢献活動など、地域活動の多様な主体同士の連携の期待は高まっています。実際に新しい連携や協働を実現し、活性化するためには、地域社会で人々や組織とつながり、働きかける専門職や関係者等の地域全体のコーディネート力を向上する必要があります。

地域でできること  
(例)

## 計画策定部会からの声

- ・さまざまなネットワークが接点を持つ場を増やし、顔がつながる関係をつくる。
- ・社会福祉法人や事業所が合同の研修の場などを増やすことによって地域の課題を共有する。
- ・SNSなどで地域団体がお互いの活動や情報を共有する

## 北社協の取り組み例

- ・CSWによるコーディネート力を活かすための体制整備を推進する
- ・社会福祉法人の地域公益活動の地域ネットワークを推進する
- ・コーディネート力向上のための地域向け研修会や情報交換の実施
- ・職員のコーディネート力向上のための教育や人材育成を強化する

#### 4 取り組みの方向性

##### 基本目標③

##### 取り組みの方向性②

###### 基本目標③

従来の枠を越えてさまざまな可能性が生まれる地域社会の実現

###### 取り組みの方向性②

地域課題を解決するための協働の一層の推進

###### (解説文)

地域課題解決のために地域の連携や協働が重要であるとの認識が進んでいくが、協働を推進するために新たな機会創出や具体的な連携づくりなど一層の推進の取り組みを行います。

###### 地域でできること (例)

###### 計画策定部会からの声

- ・社会福祉法人が人材育成などを共通で行うことで連携・協働の基盤をつくる。
- ・小地域で住民や地域団体が主体になって地域課題を共有する場をつくる。

###### 北社協の取り組み例

- ・CSWによる連携促進、活動立ち上げ支援
- ・多様な専門職によるネットワークづくり
- ・新たな協働を創出するため社会福祉法人部会の取り組みを推進する

#### 4 取り組みの方向性

##### 基本目標③

##### 取り組みの方向性③

###### 基本目標③

従来の枠を越えてさまざまな可能性が生まれる地域社会の実現

###### 取り組みの方向性③

分野やセクターを越えた異なるネットワークがつながることで、新たな可能性が生まれるまちづくり、仕組みづくり

###### (解説文)

新たな地域課題に対し、分野や領域に捉われず丸ごと受け止め、解決に向かうためには、これまで課題解決の主体であった分野別の対応だけでは解決が困難になってきています。そこで、従来の分野やセクター間の連携を越えたつながりによって新たな解決の可能性が生まれるための取り組みが必要になっています。

###### 地域でできること (例)

###### 計画策定部会からの声

- ・子どもの体験学習や社会とのつながりに課題がある大学生等をサポートするため地域・福祉・大学が連携して取り組めるアクションを検討する。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）のゴールに地域で取り組むために企業と地域団体が連携する機会をつくる。
- ・障がい者への理解を進めるために地域・福祉・企業、芸術などの分野を越えた協働でのイベントを実施する。

###### 北社協の取り組み例

- ・CSW等による異なるネットワークのコーディネートを促進する
- ・子ども支援を基盤にした新たなネットワーク交流の実施
- ・分野やセクターを越えたネットワークによる合同情報交換会の実施
- ・セクターを越えたフードドライブ・フードパントリーの取り組みを進めるための啓発活動を行う
- ・企業等と寄付つき商品の開発や福祉製品のブランディングに関する検討
- ・企業等との協働による子どものキャリア学習の実施を検討する



## 重点項目

基本目標達成のために、北社協が重点的に取り組む項目です。

### 重点項目1 地域ごとの連携をすすめるためのコーディネート役を発掘・推進

地域には孤立による課題や既存の制度やサービスだけでは解決が困難な福祉課題があります。それらの課題の把握や解決には、地域住民や地縁団体、福祉専門職、関係団体が課題を「我が事」として捉え、連携していくことが重要です。こうした連携を進めるための調整役として期待されているのがコミュニティソーシャルワーカー（CSW）です。

#### CSWの役割・・・

制度の狭間で困っている方や、既存の公的な福祉サービスでは十分な対応がむずかしい方に対して、地域や関係機関と連携しながら、解決に向けた取り組みを行う役割です。

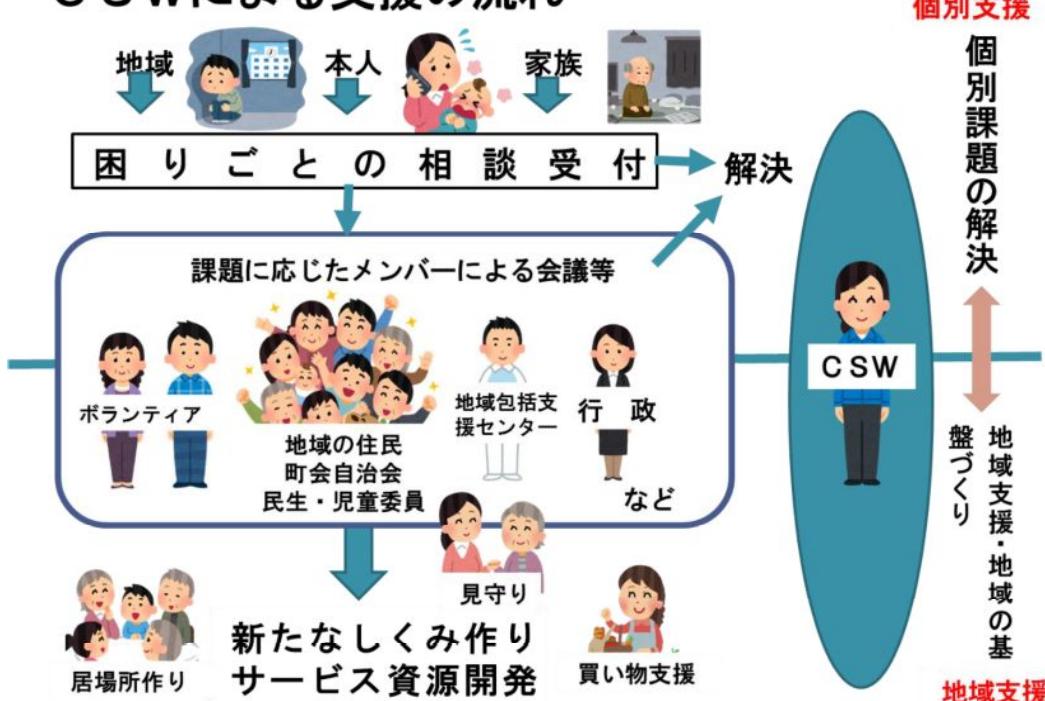
#### ① 地域で困りごとを抱えた方の支援 ⇒ 個別支援

制度の狭間で解決しづらい生活課題に対し行政や専門機関、学校、地域団体と連携しながら支援を行ないます。

#### ② 地域の居場所づくりのお手伝い ⇒ 地域支援

居場所づくりなど地域の課題を住民主体で発見し解決できるようにするためのお手伝いをします。

## CSWによる支援の流れ



## ●CSW 活動事例 「Aさんの支援から始まった居場所づくり」

### 立ち上げのきっかけは個別支援

家の中が荷物で溢れ、布団を敷いて寝ることもままならない状態の神谷にお住いのAさん。民生委員、地域住民、高齢者あんしんセンターと連携し、片付けを行い、介護保険のサービスにはつながったが、孤立している状態に変わりはなく、地域とのつながりを深める「何か」が必要。地域で何ができるのか?



一緒に悩み、考える

### 「居場所」立ち上げに向けた準備を開始

Aさんの支援に関わった民生委員さんが中心となり、話し合いをする中で「Aさんのような虚弱な方でも参加できるサロンが必要ではないか」ということに。

サロン立ち上げに向けて準備スタート!会場と運営を手伝ってくれる人をどうするかが課題。

CSWは集会所の他にも会場となる場所がないか、運営に関わってもらえる人材はいないか、地域や関係機関と課題共有しながら、働きかけを行いました。



### 課題をクリアして、ついに居場所が誕生

2018年1月、みんなのサロン「ラララかみや」がオープンしました。

会場は地域内の障がい者を支援する施設が貸してくれることに。

運営は施設周辺にお住いの方や施設の利用者さんが関わってくれることに。

研修先を探していた大学生にも声をかけ、チラシもつくってくれました。

「Aさんの居場所」として生まれたサロンは「地域の高齢者の居場所・見守りの場」となり「障がいのある方にとっての地域交流の場」になりました!



## ●みんなでさえあえる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指して

上記のAさんのような困りごとを抱えた方に寄り添い、困りごとを解決することや、その支援をきっかけとして、居場所やちょっとした困りごとをたすけあうような仕組みをつくるには、小地域を担当する専任の職員(ワーカー)が必要です。

そして、子どもから高齢者まで、すべての世代からの相談を受け、住民や関係機関・団体、専門職、行政等と連携しながら困りごとの解決を図っていく役割はCSWにほかなりません。

今後、このCSWのさらなる配置拡大を目指し、一つひとつの相談や声に耳を傾け取り組んでいきます。また、これらCSWの役割をより多くの方に知っていただくために、取り組みの「見える化」もていきます。それとともに、これまでの取組みを検証し、まずは3地区への配置を目指し、その後は区と協議しながら事業の充実を検討していきます。

## 重点項目2 分野ごとの連携を深め、分野・セクターを越えた新たな連携をすすめる

### 社会福祉法人による地域公益活動の取り組みの推進

地域福祉の新たな担い手として、社会福祉法人の地域公益活動に期待が高まっています。

従前から多くの社会福祉法人は、地域におけるさまざまな課題に制度の枠を超えて柔軟に対応してきましたが、社会福祉法の改正により、すべての社会福祉法人に「地域における公益的な取組」を行うことが義務化され、社会福祉法人の持つ人材や資源、専門性などを地域福祉の推進に活用することが期待されています。北区においても、北社協の内部組織として社会福祉法人部会を設置し、地域公益活動の推進のためのネットワークを構築しています。

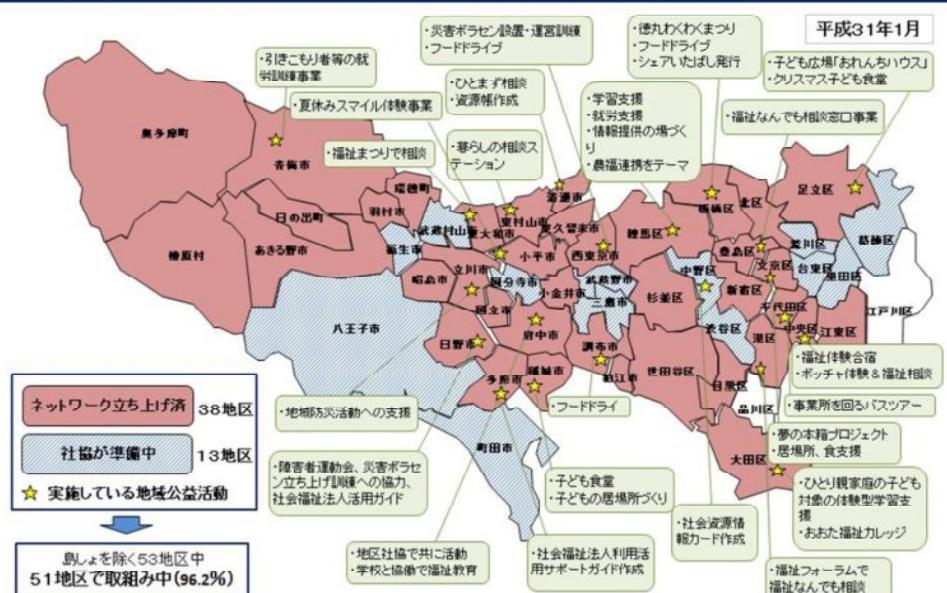


■社会福祉法人部会の様子

#### ●都内における地域ネットワーク化の状況

平成30年度末現在、北区を含む都内38地区で地域公益活動の地域ネットワークが立ち上がっており、複数の法人が連携して相談事業や社会資源情報の提供、フードドライブなどの様々な取り組みを実施しています。

#### 地域ネットワーク化の状況と連携による地域公益活動



## ●地域における公益的な取り組みの解釈の明確化

厚生労働省は、平成30年1月に通知し、平成28年6月の通知の内容を改正した。下記の要件について、直接的に社会福祉に関連しなくても、間接的に社会福祉の向上に資する取組を含めるとともに、支援が必要な者が直接的のみならず間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で対象に含める旨、弾力化を図りました。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③無料又は低額な料金で提供されること

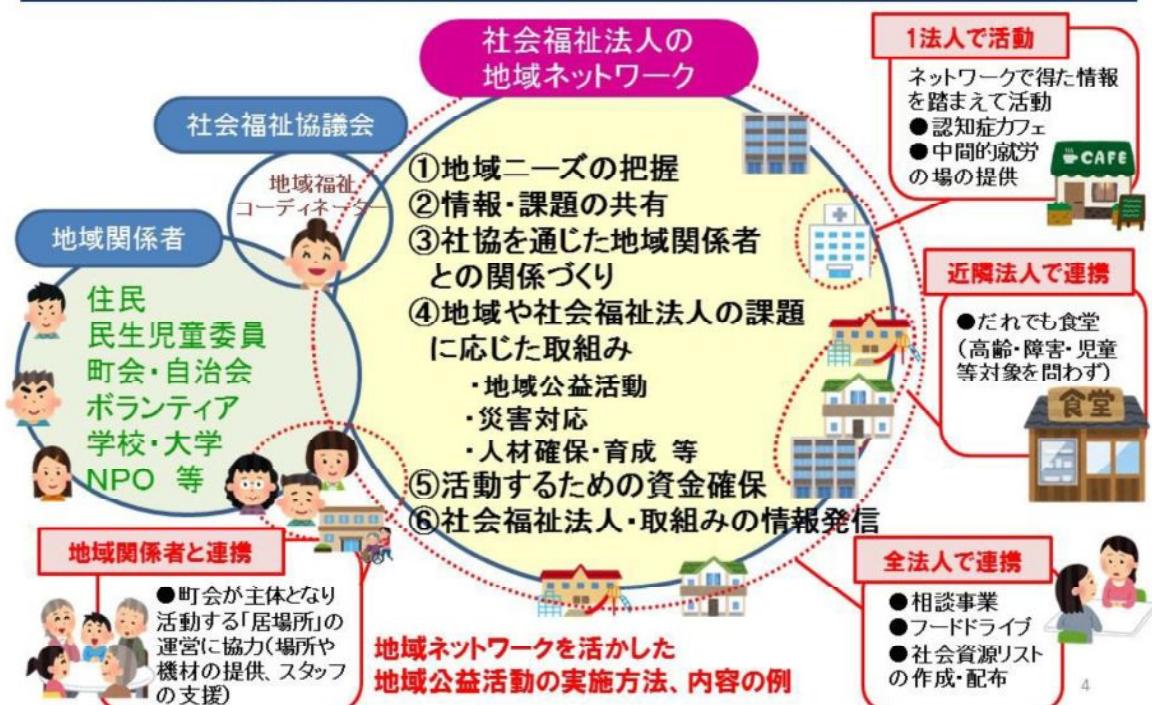
## ●社会福祉法人の地域ネットワークの機能と活動例

社会福祉協議会や民生委員、地域関係者などとともに地域ニーズの把握や情報・課題を共有する取り組みの中で、1法人単独で取り組む以外にも、地域や法人・事業所の実情に応じて近隣の複数法人や地域の全法人が一斉に取り組むなど様々な活動スタイルの構築が推進されています。

## ●北区の社会福祉法人部会の議論の進展、今後の取り組みの方向性

北区においては、平成28年度に北社協の内部組織として社会福祉法人部会を立ち上げ、勉強会、情報交換などの取り組みをすすめてきました。平成30年度には各施設分野の代表者4人による幹事会を立ち上げ、地域公益活動の推進の考え方や方向性の検討を行い、各施設の現状の取り組みに関するアンケート調査も実施しました。今後は、近隣の複数法人（施設）による地域公益活動のモデル的な取り組み実績を積み上げることで、徐々に地域全体に波及していく方向性で推進していくこととしており、本計画期間の5か年において複数の取り組み事例が創出されるための連携・支援を社会福祉法人部会を中心に実施します。

## 社会福祉法人の地域ネットワークの機能と活動例



■本項目スライドは東京都社会福祉協議会作成の資料より使用しています。

### 重点項目3 住民同士がささえあう仕組みづくり～市民後見の取り組み～

地域での住民同士のささえあいの中には、絆づくりや見守りにとどまらず、権利擁護的な場面でもその役割が期待されるようになってきています。認知症や知的な障がいなどが原因で、意思決定や財産管理がむずかしくなってきてる方への支援制度として成年後見制度があります。

北社協では、この成年後見制度を利用するにあたって、住民が「市民後見人」となって同じ住民をささえることができるよう、市民後見人の養成から受任の一貫した仕組みづくりを目指して北区と連携して取り組むための協議をすすめます。

#### ●成年後見制度を利用する人が増えています

現在、全国で年間3万5千件以上の成年後見申し立てが行われています。東京都内でも年間約5千件の申し立てが行われており、北区では平成29年に118件の申し立てがありました。

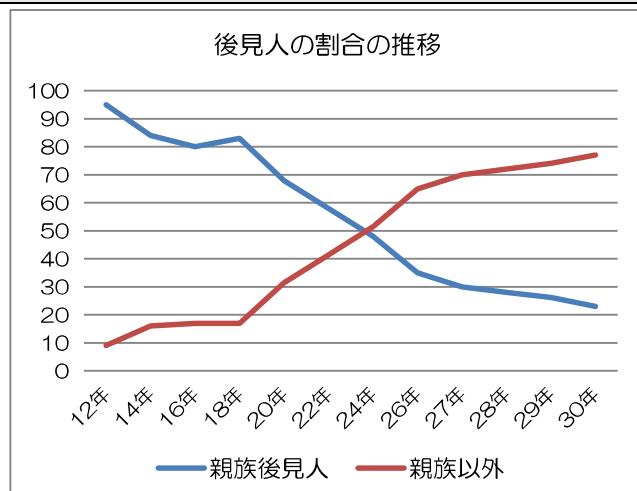
成年後見制度による支援の必要性が増加しているなか、今後、北区においても高齢者人口等の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まることが予想されます。



#### ●親族後見人が減っています

成年後見人等は、家庭裁判所等の監督のもと認知症や知的・精神障がいなど自分自身で十分な判断をすることがむずかしい方に対して、法律行為や財産管理の支援を行います。制度開始当初の平成12年には、親族が後見人になる割合が95%と圧倒的に多かったのですが、その割合は年々減少し平成30年には23%となっています。

現在、後見人の多くは弁護士、司法書士、社会福祉士等の法律や福祉等の専門職が担っている状況ですが、増加する後見人のニーズに対して将来的にそれら専門職だけで対応することは困難と考えられています。



#### ●市民後見人が必要とされています

そこで現在、社会貢献への意欲や倫理観が高く、一定の知識・態度を身に付けた第三者の後見人としての「市民後見人」の活躍が期待されています。東京都でも平成17年度から、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、後見業務に熱意を有する都民等を対象に講習を実施し、「社会貢献型後見人等候補者（市民後見人）」の養成を行ってきました。北区では、過去に東京都が実施した後見人基礎講習の修了生のうち4人が「北区登録後見活動メンバー」として登録し、現在2人が市民後見人として活躍しています。現状では全国の後見人のうち、市民後見人の割合は1%程度ですが、都内の自治体でも今後の社会情勢の変化を想定して市民後見人の養成を始めている地域が増えています。

## ●成年後見制度は地域のネットワークが必要です

これまでの成年後見制度は、財産の管理保全が重視され、本人の生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けているという指摘があります。平成28年に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」においても、今後は本人の意思をできる限り丁寧にくみ取りながら意思決定支援や身上保護を行うことで、本人がメリットを感じられる制度にしていくことが求められています。特に、適切な後見人候補者の選任支援や親族等の後見活動の支援を行う専門職等のネットワークの構築が重要と考えられています。この取り組みは、本人が地域から排除されることなく、生活や尊厳が尊重されながら共生できる社会「地域共生社会の実現」の重要な手段ともいえます。

## ●住民の力を権利擁護の活動に活かす

今後も利用の増加が見込まれる成年後見制度を、誰もが安心して利用できるようにするために、地域全体に権利擁護の意識が広がり、住民である市民が後見人として主体的に活動できる場を増やしていく必要があります。地域の身近な人に権利擁護の意識があり、小さな問題や不安に気づくことができれば、早めに専門家につなぐことができます。地域全体が連携を図りつつ、成年後見制度に関するさまざまな役割を地域の関係機関と分担していくよう取り組んでいきます。

## ●仕組みづくりにむけて

市民後見が拡大するためには、区民全体に広く成年後見制度の理解をすすめるための周知が必要になります。また、その上で住民同士のささえあいとしての市民後見に関心を持っていただき、正しい理解をふまえて市民後見人として活動をするための準備の段階を用意し、意欲や能力に応じて市民後見人として活躍できるよう受任につなげる仕組みを構築する必要があります。この仕組みづくりには「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づいて自治体が利用促進基本計画を策定し、社協や各種専門職団体との連携、協力して推進する必要があります。北社協においても、第4次北区地域福祉活動計画の期間である5か年の間に市民後見の仕組みを構築するための北区と連携して取り組みをすすめていきたいと考えています。

### ～市民後見人の活動事例～



#### ◆市民後見人の活動

財産管理以外にも本人との会話を意識しており、月に2回は訪問し家族会や行事にも参加しています。ご本人はお買い物が好きで、施設職員同伴のもと買い物に付き添ったりすると会話がはずみます。また、成年後見監督人（北社協）に定期的に業務報告を行っています。

#### ◆市民後見人になったきっかけ

「市民後見人養成講座」に参加したことがきっかけです。今まで地域との交流が少なかったのですが、定年後は何か地域とつながりをもてる活動がしたい「地域の社会人」になりたいと思っていました。これなら今までの事務の経験も活かせ、社会貢献にもなると思いました。

#### ◆心がけていること

年齢は離れていても、ご本人さまが今まで生活してきた時代のことはなんとなく理解できます。時代を共有した生活感覚をもち、日々の会話を大切にすることを心がけていきたいです。

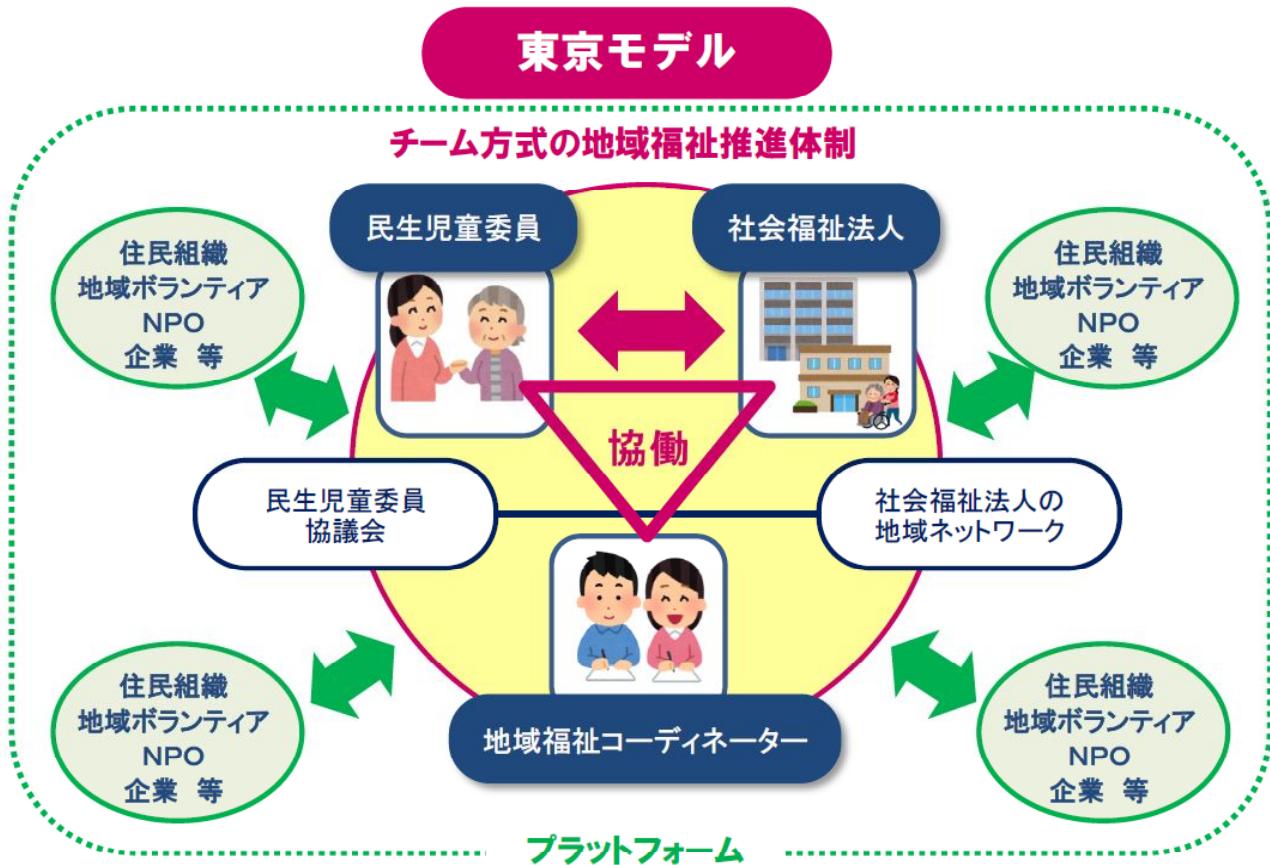
## 民生児童委員・民生児童委員協議会への期待 ～東京らしい“地域共生社会づくり”的あり方について（最終まとめ）より～

民生児童委員のみなさまは、これまで住民の一番身近なところで、支援を必要とする住民や地域の福祉課題に親身になって寄り添ってきました。しかし、いわゆる8050やダブルケア、ごみ屋敷やひきこもりなど、今日では課題が複雑化・困難化し、個々の力だけでは対応が難しくなりつつあります。

そこで、東京都社会福祉協議会・地域福祉推進検討ワーキングの最終まとめでは、近隣の民生児童委員同士がチームになって動くことの重要性が提言されています。チームを組むことでこれまで対応が難しかったケースへの支援や、「つなぐ役割」だけでなく、継続した支援も可能となります。

また、これから地域共生社会づくりにおいて民生児童委員の皆さんと社会福祉法人はともに、かけがえのない貴重な存在であり、今後は両者がそれぞれの強みを活かし密接に連携し、さらに大きな役割を果たすことが期待されます。そこで、民生児童委員協議会、社会福祉法人の地域ネットワーク、地域福祉コーディネーター（CSW）の三者が連携・協働体制をとるチーム方式の地域福祉推進体制の構築～「東京モデル」を提起しています。

図 東京モデル



## 6 北社協 活動基盤・体制強化

### ●北社協の活動基盤・体制強化

地域福祉推進のためには、行政や地域のさまざまな団体・関係機関との連携・協働が重要であり、地域共生社会実現に向けて、社会福祉協議会には地域の協働ネットワークの中核としての役割が期待されています。北社協が、地域の協働ネットワークを活かしたコーディネートをする上では、北社協の事務局職員が地域との関係を強化し、地域の実情や地域の社会資源を熟知することや、北社協の事務局体制が安定的で持続可能な盤石の体制であることが必要です。

#### (1) 北社協の事務局職員と地域との関係を強化する

地域との関係を強化するためには、職員が積極的に地域に出向き、地域の方々に「北社協とはどんな活動をしているのか、どんな組織なのか」ということを知ってもらい、地域と顔の見える関係を築くことが重要です。

平成27年度に導入した王子・赤羽・滝野川の3地区の地区担当制導入から4年が経過しました。今後に向かって、組織として地区担当制にどのように取り組むのか等の課題を整理する時期です。これを機に、地区担当制の意義や、どのような取り組みが地域との関係を強化するアウトリーチの手法として効果的であるのか等について検討する必要があります。

今後の取り組みの方向性としては、地区担当制で把握した地域の課題を北社協の内部で共有し、解決に結びつける仕組みの構築など取り組み体制の整備・強化について検討の上、充実させていきます。また、どの地区担当でも、地域とのつながりを築くきっかけとして、担当地域の催しや、イベント等に積極的に足を運ぶことにより、地域の方々とのコミュニケーションを図り、その地域の実情や社会資源の把握に努めるようにします。



#### (2) 安定的で持続可能な北社協事務局の基盤づくり

北社協は、財政面では、会員制度を基盤とし、財源の大きな割合を北区からの補助金・委託金が占めています。さらに事業運営面では、行政や地域のさまざまな団体・関係機関と連携・協働して事業を進めていることなどから、組織運営の透明性の確保、財政基盤の強化、効果的な組織づくり、ノウハウの蓄積、職員の資質の向上などが求められています。特に、財政基盤の強化と職員の資質向上は安定的で持続可能な北社協事務局の基盤づくりにおいては、喫緊の課題です。

##### I 財政基盤の強化

##### 1 自主財源の確保

##### ①北社協の会員増強・寄付の拡大

北社協の事業は、ささえあい・たすけあいというあたたかな互助の精神により成り立っているため、地域の方々に会員になっていただくことや地域のさまざまな団体・個人からの寄付や支援が必要不可欠です。

今後は、民生委員・児童委員の方々による会員増強の取り組みだけでなく、職員が、地区担当制でのアウトリーチにより地域の実情を把握した上で、北社協の事業の広報や、事業へのご理解・ご協力をいただけるように、より一層努めていきます。地域の企業を含めたさまざまな個人・団体に対し、地域の催しやイベントなどの多くの人々や団体とつながることのできる機会を通じ、積極的に会員増強や寄付拡大の働きかけを行います。なお、会費の受付等の窓口での現金支払いだけでなく、近年著しく進展しているキャッシュレス化についても検討していきます。

## I 財政基盤の強化

### 1 自主財源の確保

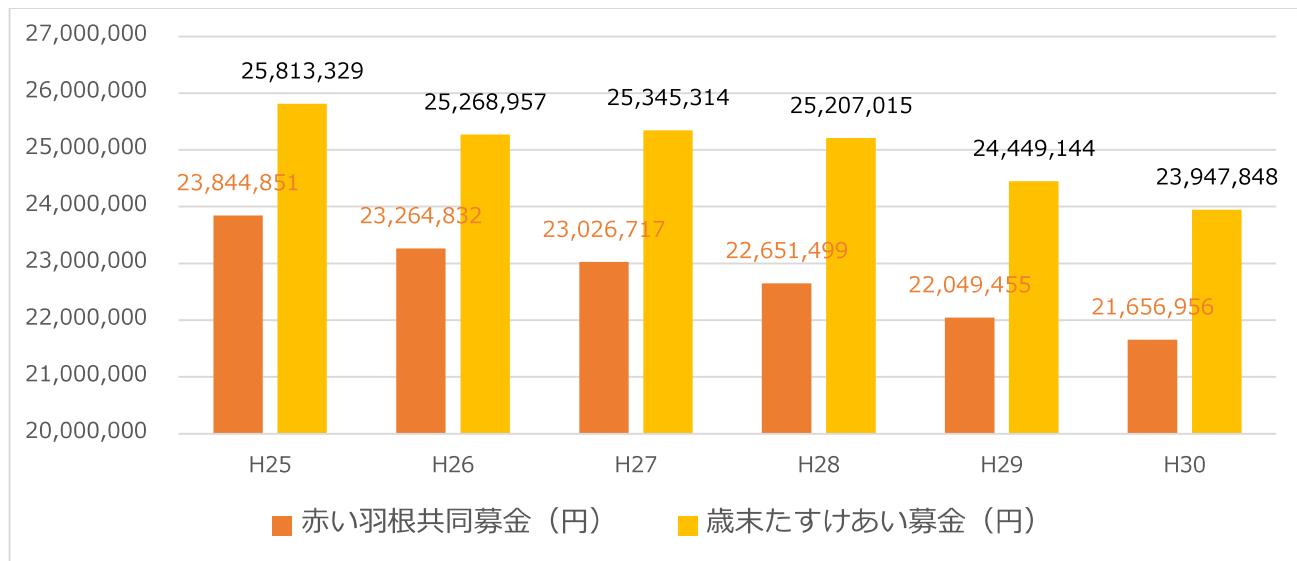
### ②ファンドレイジング

現在の複雑・多様化した地域の福祉課題の中には、行政の制度や財源だけでは対応が困難な課題もあります。そのため、北社協として地域の福祉課題を明確にした上で有効な解決策を提示し、その解決策への共感から、地域の福祉課題を解決するための支援や資金を得る手法が必要となります。現在、この手法で、子ども食堂の事業運営に関しては、多くの方々から食品や寄付など、さまざまなあたたかい支援が寄せられています。

今後は、今まで以上にファンドレイジングに組織的に取り組むこととし、全職員を対象に研修を実施するとともに、プロジェクトチームの立ち上げについても検討します。

さらに、地区担当制で広げたネットワークを活かし、北社協の事業にご理解をいただける地域の企業などに対し、地域での福祉課題を明確に提示し、募金箱の設置や寄付をしていただけるように積極的に働きかけるなど、地域で北社協への理解者や支援者を増やしていくような取り組みを行います。

図 赤い羽根共同募金および歳末たすけあい募金の推移



※各年度3月31日現在実績

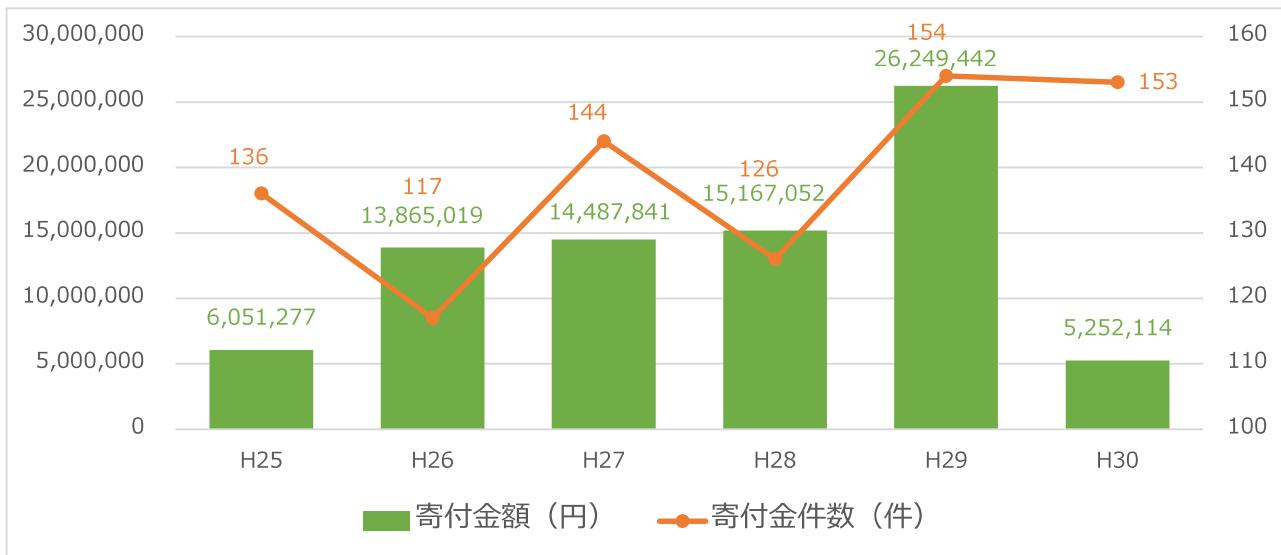
## I 財政基盤の強化

### 1 自主財源の確保

### ③遺贈

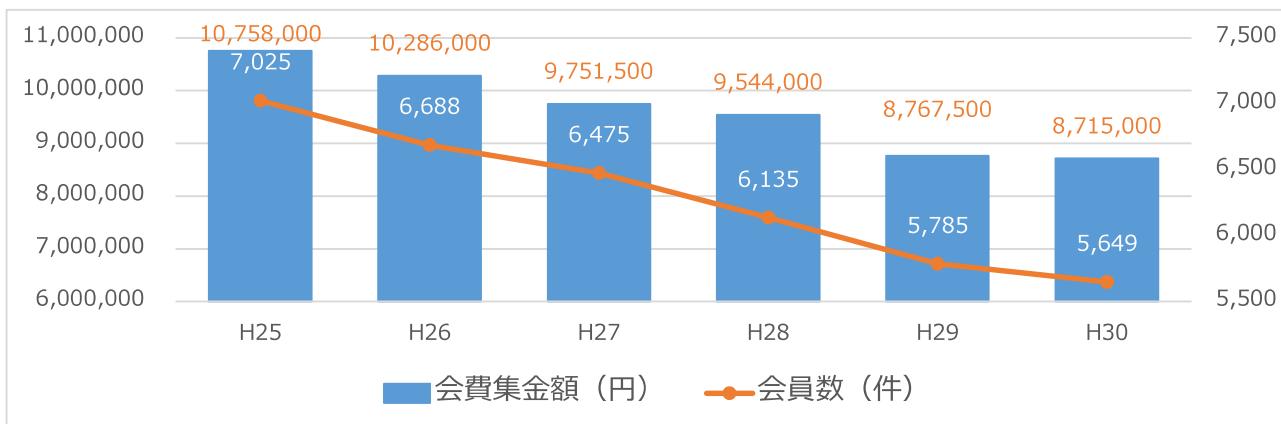
遺贈については、北社協の事業による生前からの本人とのつながりや、北社協の職員による日常的な見守りや生活支援が、結果として遺贈につながっていくような流れについて先進事例を研究していきます。また、取り組みの第一歩として遺贈の実績が多い他地区での成果を踏まえ、遺贈の趣旨を明示した案内チラシを作成します。さらに権利擁護事業を担う「あんしん北」のネットワークを活かし、遺贈について相談を受ける機会の多い行政書士会・司法書士会・弁護士会などを中心にチラシを配布し、周知を行うとともに、それぞれの士会の会合などの機会を捉え、積極的に出向いて説明を行います。

図 寄付金額および寄付件数の推移



※各年度3月31日現在実績

図 会費集金額および会員数の推移



※各年度3月31日現在実績

## I 財政基盤の強化

北社協の収入財源の内訳では、北区からの補助金・委託金の占める割合が大きく、北区からは、北社協に対し独立した社会福祉法人としての自主・自立的な経営基盤の強化が求められています。

今後は、北社協の事業の見直しをすすめるとともに、他地区では行政から社会福祉協議会へ委託されている事業の実施状況を参考にし、現在は北区が実施している事業のなかで、北社協が持つ地域でのコーディネート力を発揮した方が、北区全体として考えた場合、より事業の実施効果が上がり、より効率的に運営できる事業については、積極的に北区から事業を受託することによって財政基盤の強化につなげることも検討していきます。

受託を進める上では、現在、北社協が実施している事業との整理や係体制の再編など、効率的な運営が可能となるように事業の実施体制を見直すとともに、実施体制の整備・強化を図っていきます。

## 2 北区からの財政的支援の確保

## I 財政基盤の強化

### 3 新しい基金の創設

北社協には、基本財産のほかに、地域福祉活動推進基金、財政調整資金積立資産、先駆的・モデル事業資金積立資産、固定資産物品取得積立資産、退職給与積立資産といった1つの基金と4つの積立資産があります。このうち、基本財産は固定資産として維持すべきものであり、また、退職給与積立資産や固定資産物品取得積立資産は、使途が明確で今後の活用が限定されているものであります。財政調整資金積立資産は不測の事態に備えるもので、必要に応じその一部を取り崩し使用しています。地域福祉活動推進基金と先駆的・モデル事業資金積立資産については具体的な活用計画が立てられています。

また、平成28年度には、ファンドレイジングの受け皿として「(仮称)子ども・若者応援基金」や「(仮称)地域共生基金」の設置に関する提言が地域福祉活動計画等推進委員会の策定作業部会から出されています。理事会・評議員会では2つの基金の設置と、この2つの基金に寄せられた資金のうち、20%程度は人件費に充当することについても了承を得られました。

そのため、具体的な活用計画がない地域福祉活動推進基金と先駆的・モデル事業資金積立資産の2つを「(仮称)子ども・若者応援基金」・「(仮称)地域共生基金」の2つに整理・再編し、令和元年度には、先行して「(仮称)子ども・若者応援基金」を設置します。



## II 職員の資質の向上

北社協の職員は地域共生社会の実現に向け、複雑・多様化した地域課題や公的な制度の狭間で苦しむ人、自ら支援を求めることがむずかしい人たちなどに向き合い、地域の力を引き出し解決に導く役割を求められています。そのため、職員の資質の向上は非常に重要なものとなっています。

現在、新任職員には、4月に北社協の概要についての研修を行うほか、5月・6月に東京都社会福祉協議会や全国社会福祉協議会が行う新任研修への参加、北社協がテーマごとに年数回実施している区内福祉事業所の職員向けの職場定着やスキル向上の研修などに参加を促しています。中堅職員についても、東京都社会福祉協議会が実施する中堅職員研修への参加や、担当する業務によっては、全国社会福祉協議会が実施する会計実務講座などへの参加も促しています。

また、社会福祉協議会職員は、地域との関わりが強いため、コミュニケーション能力を求められていますが、地区担当制で地域に出ていくことによってコミュニケーション能力に磨きをかけるようにしています。

今後は、今まで以上に人材を計画的に育成する必要があるため、役職・経験年数を踏まえた研修計画の策定を検討し、東京都社会福祉協議会や全国社会福祉協議会が行う職層や業務別の研修に積極的な参加を促し、地域で信頼される職員の育成を目指します。



えつらん  
閲覧いただきまして、  
まこと  
誠にありがとうございました。  
こんご きたしやきょう  
今後とも北社協をよろしく  
お願いいいたします。

